

令和8年4月1日
江東区立香取小学校
校長 石邑 由紀子

江東区立香取小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【(例) 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等】による「香取小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- 学び方スタンダードを基に、学習規律の徹底をする。
- 基礎・基本を着実に身に付けさせる指導をする。(習熟度別指導、わからない箇所に立ち戻る指導、「できる」「わかる」まで繰り返す指導)
- 児童主体の問題解決的学習展開「香取スタイル」を基本とする授業の実施

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、道徳授業を中心に教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 香取小の合言葉として「えがお・げんき・おもいやり」を全教育活動で継続的に指導する。
- 「特別の教科道徳」では、規範意識や思いやり・生命尊重を重点化し、道徳的实践力を育成する。

(3) 体験活動の充実……他者とかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 異学年交流(たて割り班活動)を積極的に推進し、思いやりと共生の心を育成する。
- 地域の障害者、高齢者、などとの交流を通して、地域の愛着と地域の一員としての自覚を高めるようにする。

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。

具体的な取組内容

- 全児童が安心して過ごせる居場所づくりを行う。
- 一人ひとりが活躍できる集団作りを行う。
- 学級活動での話し合い活動を充実させ、互いを尊重し合う学級風土づくりを行う。
- 「SOSの出し方教育」を年間通して計画的に実施する。
- 毎朝の健康観察を通して、児童の心の状態を確認する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- 情報モラルに関する指導を計画的に実施し、「ネットいじめ」の危険性を指導する。
- アンケート等で児童のインターネットの使用状況、SNSの利用状況等を把握する。
- 「SNS学校ルール」を策定し、家庭に「SNS家庭ルール」作成を促す。
- セーフティ教室を通じて児童及び保護者・地域の方々に情報モラル教育の啓発を行う。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みを教職員が確実にこなせるよう、校内研修を年3回実施する。
- 研修を通して教職員の「いじめ」・「重大事態」の定義に対する確実な共通理解を図る。
- 毎週実施する生活指導夕会で各学年の情報共有を行い、いじめ防止に関する取組について確認する

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 教職員は「いじめはどこにでも起こりうる」という共通認識をもち、いじめの早期発見に努める。
- 年3回アンケート調査を実施し、いじめや不登校に対する実態を把握する。
- 調査用紙への児童名記入は選択式（任意）とする。
- アンケートの記載内容について、いじめの有無のみではなく、何か記載されている内容があった際には複数の教員で内容を確認し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 調査結果は、学校いじめ対策委員会に報告し組織として共有する。
- 学校いじめ対策委員会は、必要な事案について個別の対応方針を立案し、その後の進行管理を行う。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- 教育相談アンケート（5年生）実施後、5年生全員の教育相談をスクールカウンセラーが行う。
- 年3回のふれあいアンケート調査実施後、「いじめ対策委員会」を開いて協議を行い、必要な場合には、個別に教育相談を行う。

- (3) 電話連絡、個人面談、家庭訪問、連絡帳やタブレット等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- 日常から保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。
- いじめの情報を得たとき、保護者と学校が速やかに連絡を取り合う体制を整える。
- 個人面談等を通じて、いじめに関する情報を積極的に収集し、指導に役立てる。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 江東区 Action24 の考えに基づき、教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の詳細の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた対象児童・保護者に対する支援と、いじめを行った関係児童に対する指導とその保護者に対する助言、及び周辺児童の人権意識の向上に向けた指導を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
- （※）①いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った関係児童について、いじめを受けた対象児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた対象児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) いじめを認知した、あるいはいじめの疑いが認められる場合は、当該児童の担任は「いじめ対応記録シート*」に経過を継続的に記録・保存し、学校いじめ対策委員会に定期的に報告する。管理職は内容を確認し関係する職員と共有し対応方法について助言する。

日付	本人の出入状況	児童（加害側を含む）	保護者（加害側を含む）	学校の対応
〇月〇日（〇）				
〇月〇日（〇）				
〇月〇日（〇）				

*（いじめ対応記録シート）

- (6) 関係機関やスクールロイヤーなどの専門家等との相談・連携をとれるようにする。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂版)に基づいて調査等の適切な対応を行う。

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)
- ③ 対象児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について速やかに報告する。
- ② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとり、区長に対する重大事態に係る調査結果等の報告を行う。